

胎内市^{たないし}地域おこし協力隊員募集要項【移住・定住促進担当】

1 募集背景

新潟県胎内市は、新潟県の北東部に位置し、山・川・海の豊かな自然と、コンパクトで暮らしやすい生活環境をあわせ持つまちです。人口は約2万6,000人。「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」を理念に掲げ、持続可能なまちづくりを進めています。

しかし、少子高齢化や人口減少といった全国的な課題は胎内市においても避けられず、「移住・定住の促進」は重要なテーマとなっています。近年はテレワークや二拠点居住の広がり背景に地方暮らしへの関心が高まり、胎内市にも移住相談が増えてきました。一方で、実際に移住を考える方が安心して新生活を始めるためには、情報発信や制度の案内にとどまらず、地域とのつながりや生活面の不安解消に寄り添うサポートが不可欠です。

そこで胎内市では、新たに「移住・定住促進担当」として活動いただける地域おこし協力隊員を募集することとしました。

2 業務内容

(1) 胎内市の魅力発信

- ・ 胎内市移住ポータルサイト“ゆうゆう”のコンテンツの充実化
- ・ 移住合同説明会に向けた胎内市PR動画の作成

(2) 移住促進に向けた活動

- ・ 移住検討者に向けた相談や移住体験ツアー等の対応（移住コーディネーター）

(3) 定住促進に向けた活動

- ・ 移住者の不安解消や、仲間づくりのため、移住者交流会を企画

(4) その他移住・定住の促進に資する活動

3 募集人数

1名

4 募集対象者

次の(1)から(7)までの全てを満たす者

(1) 居住地 次の①及び②の全てを満たす者

- ① 現在の住所地が、条件不利地域（※5ページ参照）に該当しない方で、生活の拠点及び住民票を胎内市に移すことができる方。
- ② 現在の住所地が「3大都市圏外都市地域」又は「3大都市圏外一部条件不利地域」に該当している場合は、生活の拠点及び住民票を胎内市の条件不利地域に移すことができる方。

※ お住まいの地域が要件に該当するか否かは次のURLでご確認いただくほか、担当までお問い合わせください。<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000847999.pdf>

(2) 年齢

昭和 60 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた方

(3) 勤務の開始時期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間に(1)に記載した生活の拠点の移動を行い、勤務を開始できる方

(4) 心身が健康で、かつ、地域活性化に意欲と情熱を持っている方

(5) 普通自動車運転免許（A T 限定を含む。）を有する方

(6) ワード、エクセル等の基本的なパソコン操作ができる方

(7) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

5 求める人物像

1. 地域住民や移住検討者のほか、業務を遂行する上で関係者と円滑なコミュニケーションが取れる方
2. 目的を理解し、関係者と協力しながら着実に成果へつなげられる方
3. 向上心をもって新たな取組に挑戦し、課題を乗り越えていく意欲のある方

6 任用形態及び期間

(1) 任用形態

会計年度任用職員

(2) 任用期間

委嘱の日から一会計年度を超えない範囲で 12 か月以内とする。ただし、任用期間の満了後に再度任用することがある。（最長 3 年）

7 報酬

1 時間当たり 1,700 円

期末勤勉手当 年 2 回（6 月・12 月）任用期間及び成績率に応じて支給

8 勤務日及び勤務時間等

(1) 勤務日数

週 4 日間（火曜日～金曜日）

(2) 勤務時間

原則午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（1 日 7 時間 30 分勤務 昼休憩 1 時間）

ただし、業務内容により時間外及び休日に勤務を要する場合がある。

(3) 休日

休日は以下のとおりとする。ただし、必要に応じ、勤務日と休日を振り替える場合がある。

- ① 週休日：日曜日、月曜日、土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ③ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間
- (4) 休暇
年次有給休暇（初年度 10 日付与）、特別有給休暇、特別無給休暇を付与する。

9 勤務地

胎内市内（新和町）

10 待遇及び福利厚生

- (1) 業務に支障が無い場合は兼業を認める。
- (2) 市で業務に使用する共用の公用車を用意する。業務に私用車を使用した場合は、1 k mにつき 22 円支給する。（1 k m未満の端数切捨て）
- (3) 業務に使用するパソコンを貸与する。
- (4) 1 月当たり 6 万円を上限とした家賃補助あり（共益費及び駐車場料金を含む。）。ただし、これに係る令和 8 年度予算が市議会で可決された場合に限る。
※ 市営の住宅の入居も可能です。
- (5) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入する。
- (6) 公務災害等の補償あり。

11 応募手続

- (1) 応募受付期間
令和 7 年 11 月 22 日（土）～令和 8 年 1 月 22 日（木）必着
郵送で受付を行う。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類
 - ① 履歴書
市が指定した様式を使用すること。記載に当たっては、パソコン等で入力し出力したものも可とする。
様式については市ホームページ「地域おこし協力隊員の募集について」（URL：<https://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/sogoseisaku/tiikiokoshi/kyouryokutai.html>）からダウンロードするか、担当まで郵送を依頼し入手すること。
 - ② 作文
「地域おこし協力隊として活かしたい私の能力」をテーマに 800 字程度で記載すること（A 4 で書式自由、パソコン等で出力したものも可とする。）。
- (3) 提出先
〒959-2693 新潟県胎内市新和町 2 番 10 号
胎内市役所総合政策課

12 選考

(1) 第1次選考

提出された履歴書及び作文を用いて書類選考を実施する。選考結果については応募者全員に令和8年1月末頃に文書にて通知する。

(2) 第2次選考（最終選考）

第1次選考合格者を対象に、令和8年2月上旬以降に第2次選考（面接試験）を行う。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果通知時に通知する。

選考結果については、令和8年2月中旬以降に2次選考受験者全員に文書にて通知する。

13 問合せ先

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所総合政策課 行革協働係

担当 時田（ときた）

T E L : 0254-43-6111（内1359） F A X : 0254-43-2868

E-MAIL : gyokaku@city.tainai.lg.jp

※「条件不利地域」…次の①から⑦のいずれかに該当する市町村。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)

- ・第 2 条第 2 項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ・法施行令附則第 3 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村
- ・法施行令附則第 4 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域の全部又は一部とする市町村

②山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)

- ・第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)

- ・第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)

- ・第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)

- ・第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村